

次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画

1. 期間 2021年4月1日～2026年3月31日
2. 行動計画
 - ① 妊娠中の労働者及び子育てを行う労働者等の職業生活と家庭生活との両立等を支援するための雇用環境の整備

取組内容

- 男性の子育て目的の休暇の取得促進
 - 休暇制度を含めたパンフレットの配付（対象者向け、管理職向け）
- ② 働き方の見直しに資する多様な労働条件の整備

目 標

- 有給休暇取得率60%

取組内容

- 労使の労働協議会における労働時間、有給休暇取得状況の定期点検
- 勤務制度の見直し（休暇の計画的取得など）

3. これまでの行動計画により改善された主要事項
 - 世帯手当→子ども扶養手当へ改称・手当増額（2017年4月～）
 - 育児短時間勤務制度の拡充（2017年4月～）
 - 3才未満の子を養育する従業員
 - 小学校1年生の年度末までの子を養育する従業員
 - 半日年次有給休暇
 - 取得回数拡充（2017年4月～）
 - 取得事由の廃止（2020年4月～）
 - 保存休暇
 - 私傷病による取得要件緩和（2020年4月～）
 - 7日以上私傷病連続休業→3日以上私傷病連続休業
 - 積立上限日数増（2020年4月～）
 - 最高20日→最高40日

以上